

					3. 引当金				
(2) 無形固定資産					(34) 商品取引責任準備金				
(34) のれん					(35) 債務保証損失引当金				
(35) 借地権					(36) その他の引当金				
(36) ソフトウェア									
(37) その他の無形固定資産					4. その他				
(3) 投資その他の資産					(37) 保証債務又は保証予約				
(38) 投資有価証券									
(39) 子会社株式					C 純資産の部				
(40) 関連会社株式					1. 株主資本				
(41) 長期保管有価証券					(1) 資本金				
(42) 出資金					(2) 新株式申込証拠金				
(43) 金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）					(3) 資本剰余金				
(44) 長期未収債権					① 資本準備金				
(45) 長期差入保証金					② その他資本剰余金				
(46) 長期貸付金					資本金及び資本準備減少差益				
(47) 長期前払費用					自己株式処分差益				
(48) 繰延税金資産					その他資本剰余金				
(49) その他					(4) 利益剰余金				
(50) 貸倒引当金（△）	△	△		△	① 利益準備金				
3. 繰延資産					② その他利益剰余金				
(51) 繰延資産					任意積立金等				
					繰越利益剰余金				
					(5) 自己株式				
					(6) 自己株式申込証拠金				
					2. 評価・換算差額等				
					(1) その他有価証券評価差額金				
					(2) 繰延ヘッジ損益				
					(3) 土地再評価差額金				
					3. 新株予約権				

委託者未収金及び委託者先物取引差金の無担保部分についての注記	帳簿価格	評価額	担保に供された資産	自己の債務の担保	第三者に供された担保	第三者の被担保債務
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）			預金			
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）			有価証券・投資有価証券			
無担保委託者先物取引差金（流動資産に属するもの）			商品			
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額			有形固定資産			
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額			その他（ ）			

貸倒引当金に関する注記	貸倒引当総額	うち一般貸倒引当金	うち個別引当金	劣後債務に関する注記		短期劣後債務	長期劣後債務	
							残高	累積的減価額
流動資産に属する貸倒引当金				短期借入金				
				一年内返済長期借入金				
				一年内償還社債				
				社債				
				長期借入金				
				計				

劣後債権に関する注記	帳簿価格	他の会社又は第三者が発行したもの	短期劣後債権	長期劣後債権	保証債務等	契約金額	契約金額×25%
有価証券					保証債務又は保証予約		
投資有価証券					預り証拠金（有価証券）の時価		
短期貸付金					商品取引受託業務に係る預り金（有価証券）の時価		
長期貸付金							

商号
所在地
代表者の役職名
氏名

印
(単位:円)

年 月 日現在

科 目	帳簿価額	評価額(その1)	評価差額	評価額(その2)	科 目	帳簿価額	評価額(その1)	評価差額	評価額(その2)
A 資産の部					B 負債の部				
1. 流動資産					1. 流動負債				
(1) 現金					(1) 支払手形				
(2) 預金					(2) 買掛金				
(3) 金銭の信託 (委託者資産保全措置)					(3) 短期借入金				
(4) 預託金					(4) 1年内返済長期借入金				
(5) 受取手形					(5) 1年内償還社債				
(6) 委託者未収金					(6) 短期借入有価証券				
(7) 売掛金					(7) 未払法人税等				
(8) 有価証券					(8) 繰延税金負債				
(9) 商品					(9) 預り証拠金 (現金)				
(10) 前渡金					(10) 預り証拠金 (有価証券)				
(11) 前払費用					(11) 商品取引受託業務に係る預り金 (現金)				
(12) 保管有価証券					(12) 商品取引受託業務に係る預り金 (有価証券)				
(13) 金銭の信託 (委託者資産保全措置以外のもの)					(13) 自己先物取引差金				
(14) 差入保証金					(14) 委託者先物取引差金				
(15) 自己先物取引差金					(15) 商品先物オプション負債				
(16) 委託者先物取引差金					(16) 未払金				
(17) 繰延税金資産					(17) 未払費用				
(18) 短期貸付金					(18) 前受金				
(19) 未収入金					(19) 預り金				
(20) 立替金					(20) 前受収益				
(21) 仮払金					(21) 受渡しに係る預り金				
(22) 未収収益					(22) 受渡しに係る有価証券 (倉荷証券を含む)				
(23) 商品先物オプション資産					(23) 賞与引当金				
(24) その他の流動資産					(24) 役員賞与引当金				
(25) 貸倒引当金 (△)	△	△		△	(25) その他の流動負債				
(26) 仮払消費税等					(26) 仮受消費税等				
2. 固定資産					2. 固定負債				
(1) 有形固定資産					(27) 社債				
(27) 建物					(28) 長期借入金				
(28) 構築物					(29) 長期借入有価証券				
(29) 車両					(30) 繰延税金負債				
(30) 器具及び備品					(31) 退職給付引当金				
(31) 土地					(32) 負のれん				
(32) 建設仮勘定					(33) その他の固定負債				
(33) その他の有形固定資産					3. 引当金				
(2) 無形固定資産					(34) 商品取引責任準備金				
(34) のれん					(35) 債務保証損失引当金				
(35) 借地権					(36) その他の引当金				
(36) ソフトウェア					4. その他				
(37) その他の無形固定資産					(37) 保証債務又は保証予約				

(3) 投資その他の資産									
(38) 投資有価証券									
(39) 子会社株式						C 純資産の部			
(40) 関連会社株式						1. 社員資本			
(41) 長期保有有価証券						(1) 資本金			
(42) 出資金						(2) 出資金申込証拠金			
(43) 金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）						(3) 資本剰余金			
(44) 長期未収債権						(4) 利益剰余金			
(45) 長期差入保証金						2. 評価・換算差額等			
(46) 長期貸付金						(1) その他有価証券評価差額金			
(47) 長期前払費用						(2) 繰延ヘッジ損益			
(48) 繰延税金資産						(3) 土地再評価差額金			
(49) その他									
(50) 貸倒引当金（△）	△	△		△					
3. 繰延資産									
(51) 繰延資産									

委託者未収金及び委託者先物取引差金の無担保部分についての注記	帳簿価格	評価額	担保に供された資産	自己の債務の担保	第三者に供された担保	第三者の被担保債務
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）			預金			
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）			有価証券・投資有価証券			
無担保委託者先物取引差金（流動資産に属するもの）			商品			
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額			有形固定資産			
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額			その他（ ）			

貸倒引当金に関する注記	貸倒引当総額	うち一般貸倒引当金	うち個別引当金	劣後債務に関する注記	短期劣後債務	長期劣後債務	
						残高	累積的減価額
流動資産に属する貸倒引当金				短期借入金			
				一年内返済長期借入金			
				一年内償還社債			
				社債			
				長期借入金			
				計			
				保証債務等	契約金額	契約金額×25%	
				保証債務又は保証予約			

預り証拠金（有価証券）の時価	
商品取引受託業務に係る預り金（有価証券）の時価	

(6) 社債明細表

銘柄	発行年月日	発行額	この調書の作成日現在の残高（うち1年内償還予定残高）	利率	劣後特約の有無	担保	償還期限	備考
		円	(円 円)					
合 計								

(7) 保証債務又は保証予約明細表

区分	発生年月日	主たる債務者	主たる債務者との関係	債権者	保証債務又は保証予約の内容	保証債務又は保証予約の金額	保証債務又は保証予約の解消予定年月日	備考
保証債務						円		
	小計							
保証予約								
	小計							
その他								
	小計							
合 計								

(記載上の注意)

1. 純資産額調書

- ① 印影は、印鑑届けをしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
- ② 評価額（その1）は、第38条第1項（法第99条第7項（法第211条第4項以外において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載し、評価額（その2）は第38条第1項（法第99条第7項（法第211条第4項において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載すること。

2. 附属明細表

(1) 預金内訳明細表

- ① 預金残高の有無にかかわらず、口座が設定されているもののすべてを記載すること。
- ② 第三者のために担保に供されている場合には、「備考」欄には、第三者の名称及び自社との関係も記載すること。
- ③ 外貨普通預金及び外貨定期預金の「帳簿価額」欄には邦貨に換算した額を記載し、「備考」欄には外貨建の額及び本邦通貨への換算に用いた外国為替相場を記載すること。
- ④ 「担保差入目的」欄には、借入金担保、当座借越担保、預託猶予契約、保証委託契約及び代位弁済契約の担保等の目的を記載すること。

(2) 金銭の信託の内訳明細表

- ① 「信託設定の目的」欄には、委託者資産の保全、運用及び満期保有等の信託設定の目的を記載すること。
- ② 「金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）」欄には、流動資産及び固定資産に計上されているものを記載すること。
- ③ 「時価額」欄には、この調書の作成日現在の金銭の信託の時価額を記載すること。
- ④ 「金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）」について、担保として提供している場合にあっては、「提供先」及び「提供の目的」を「備考」欄に記載すること。

(3) 委託者未収金の内訳明細表

- ① 「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破産更生債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。）及びこれらに準ずる債権をいう。）の別を記載すること。
- ② 委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあつては、委託者ごとに記載し、委託者に係る差引不足額が零を下回る場合にあつては、「〇〇〇〇他〇〇名」のように一括して記載すること。
- ③ ②において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあつては、「債権の区分」欄には、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等別ごとに小計を付すこと。
- ④ ②において委託者に係る差引不足額が零以上となる場合にあつては、無担保委託者未収金の残高が1万円未満の委託者については、委託者ごとに記載することを省略し、「委託者名」欄に委託者数を記載した上で一括して合計額を記載すること。
- ⑤ 「担保」欄の「有価証券等」欄には、この調書の作成日現在の充用価格に基づく評価額を記載すること。
- ⑥ 「証拠金以外の担保」欄には、無担保委託者未収金のうち、委託者未収金に見合う土地を担保として提供を受けているもので、不動産鑑定士又は金融機関が評価しているものに限り、その評価額（当該土地に先順位の抵当権が設定されている場合にあつては、当該抵当権によって担保される債務の価額を控除した価額とする。）を限度に記載すること。
- ⑦ 「回収金額」欄には、回収した金額を「発生時から直前決算日までの期間」及び「直前決算日から調書の作成日までの期間」とに区分して記載すること。
- ⑧ 「債権保全措置日」欄には、督促状、弁済証明等の債権保全措置を講じた日を記載すること。
- ⑨ 「貸倒引当金設定額（この調書の作成日現在）」欄には、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に対しては個々に設定した引当額を、一般債権に対しては一括して設定した一般貸倒引当金を記載すること。

(4) 繰延税金資産の明細表

- ① 「繰延税金資産項目」欄には、将来減算一時差異が発生した内容を示す名称を記載すること。
- ② 税務上の繰越欠損金がある場合は、将来減算一時差異と区別して「将来減算一時差異の額」欄に期首及び期末の時点における税務上の繰越欠損金額を記載すること。
- ③ 将来減算一時差異のうち、実現可能性に疑義があるために繰延税金資産に計上しないものについては、その計上しない額を「回収不能見込額」欄に記載すること。

(5) 短期借入金及び長期借入金明細表

- ① 「借入種類」欄には、手形借入、証書借入及び当座借越等の別を記載すること。
- ② 「借入金額」欄には、この調書の作成日現在の帳簿価額を記載すること。
- ③ 「返済期限」欄には、最後に返済する年月日を記載すること。
- ④ 自己の所有する資産以外の資産を担保にして借入れを行っている場合は、その旨を「備考」欄に記載すること。
- ⑤ 預金及び有形固定資産以外の担保を提供している場合には、「その他」欄に担保として提供している資産の詳細な内容を記載すること。
- ⑥ 「劣後特約の有無」欄には、第38条第7項に規定する劣後特約付借入金である場合にはその旨を記載すること。

(6) 社債明細表

- ① 発行している社債（この半期中に償還されたものを含む。）について記載すること。
- ② 「銘柄」欄には、「第〇回物上担保〇号社債」のように記載すること。
- ③ 新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を「備考」欄に記載すること。
- ④ 「担保」欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載し、担保付社債である場合は担保の内容を「備考」欄に記載すること。
- ⑤ 「劣後特約の有無」欄には、第38条第7項に規定する劣後特約付社債である場合にはその旨を記載すること。

(7) 保証債務又は保証予約明細表

- ① 「保証予約」欄は、将来において保証契約の成立を約束する契約を締結している場合に記載すること。
- ② 債務保証損失引当金を計上している保証債務契約については、「備考」欄にその旨及び当該引当金の額を記載すること。

表

12センチメートル

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">商品取引所法第157条第3項の規定による身分証明書</p> </div> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">写 真</div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40%; height: 40%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">押出 スタンプ</p> </div> </div> </div>
---	---

8センチメートル

裏

<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所若しくはその会員等の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち合わせて当該上場商品を検査することができる。</p> <p>3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	<p>4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
--	---

様式第三号（第78条関係）

表	
12センチメートル	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>商品取引所法第184条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p>農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40%; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> <p>押出 スタンプ</p> </div> </div> </div>
	8センチメートル

裏	
<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第百八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。</p> <p>2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>	<p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>

様式第五号

(第80条第1項第9号 第118条第2項第12号 第119条第2項第8号 第120条第2項第12号 第121条第2項第12号関係)

対新 す規 る採 用修 の職 方員 法に		外 務 員 の 定 着 率	申請日1年前の在職者 (A)		人		
			(A)以降の登録者 (B)		人		
			(A)以降の退職者 (C)		人		
			現在員(A)+(B)-(C)=(D)		人		
			定着率(D)÷{(A)+(B)}×100		%		
す登 る録 研外 修務 の員 方に 法対		外 務 員 の 勤 続 年 数	6カ月未満	人	%	うち他社経験者	人
			6カ月以上1年未満	人	%		人
			1年以上2年未満	人	%		人
			2年以上3年未満	人	%		人
			3年以上5年未満	人	%		人
			5年以上10年未満	人	%		人
			10年以上	人	%		人
			計	人	100%		人
			平均勤続年数	年		月	
の当 研事 修業 計年 画度		外 務 員 の 要 員 率	最近1年間の採用者 (A)		人		
			(A)のうち外務員登録者 (B)		人		
			(A)のうち退職者 (C)		人		
			(C)のうち登録前 (D)		人		
			(C)のうち登録後 (E)		人		
給料 体系			定着率{(A)-(C)}÷(A)×100		%		

(記載上の注意)

1. 「当事業年度の研修計画」欄には、計画の概要及び申請日現在までの実施状況を記載すること。なお、研修計画がまとめられている場合は、その写しを添付し、記載に代えることができる。
2. 「給料体系」欄には、外務員給料についてその決定方法(手数料又は枚数に応じて給料支給額が決定される支給方法を導入している場合は、その計算方法)及び総外務員数に占める歩合外務員数の比率等について具体的に記載すること。なお、給料規程の写しを添付し記載に代えることができる。
3. 「平均勤続年数」欄には、申請者に属する従業員のうち登録外務員である者の勤続年数を記載すること。勤続年数の計算は、申請日現在の申請者に属する登録外務員の総勤続月数をその登録外務員数で除した月数を年に換算すること。
4. 「外務員の要員」の範囲は、外務員試験を受験するため社内研修を受けている者とする。

様式第六号

(第80条第1項第12号 第118条第2項第15号 第119条第2項第11号 第120条第2項第15号 第121条第2項第15号関係)

1. 兼業業務の内容

(1) 兼業業務の内容

.....
.....
.....

(2) 兼業業務に係る部署の組織、名称及び代表責任者名

.....
.....
.....

(3) 兼業業務を営む理由

.....
.....
.....
.....

(4) 今後の業務計画

.....
.....
.....
.....
.....
.....

2. 兼業業務の開始（予定）年月日

年 月 日

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第七号

(第80条第1項第13号 第118条第2項第16号 第119条第2項第12号 第120条第2項第16号 第121条第2項第16号関係)

1. 支配関係法人(第82条第2項第12号イに規定する支配関係法人をいう。以下同じ。)の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2. 支配関係法人の役員の名又は名称及び役職名

取締役、会計参与 又は監査役の別	役職名	常勤又は 非常勤の別	氏名又は 名称	就任年月日 (就任期間)	当社との関係	備 考
①役員現員	名	②当社関係者	名	③ 比 率		%

3. 支配関係法人の業務の概要

(1) 業務概要

(2) 商品取引所の会員等である場合には、当該商品取引所の名称

4. 支配関係法人との関係

支配関係法人の総株主等の議決権の数のうち、商品取引員が保有する株式又は持分に係る議決権の数及び割合

議決権の数	保有する数	割合

5. 支配関係を持つに至った理由

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

6. 支配関係を持つに至った年月日

年 月 日

(記載上の注意)

1. 「2. 支配関係法人の役員の氏名又は名称及び役職名」について、会計参与が法人の場合は、その法人の名称を氏名又は名称欄に記載すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第八号

(第80条第1項第14号 第118条第2項第17号 第119条第2項第13号 第120条第2項第17号 第121条第2項第17号関係)

1. 特定業務（第87条に規定する特定業務をいう。以下同じ。）を行う者の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2. 特定業務の内容

(1) 特定業務の概要

(2) 特定業務の収支の見込み

区 分 科 目		当事業年度		翌事業年度	
		金 額	算出根拠	金 額	算出根拠
特定業務に係る受取手数料 (千円)					
営 業 費 用 科 目 別 内 訳	役員報酬 (千円)				
	歩合契約による外務員を除く職員の給料手当 (千円)				
	歩合契約による外務員の給料手当 (千円)				
	旅費交通費 (千円)				
	通信費 (千円)				
	自動車費 (千円)				
	地代家賃 (千円)				
	その他 (千円)				
	計 (千円)				
特定業務収支率 (%)					

3. 顧客から注文を取り次ぐ相手先（複数ある場合はすべての者）の概要

4. 特定業務に関し委託者から預託を受けた金銭又は有価証券の管理の方法

5. 特定業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

1. 「2. (1)特定業務の概要」には、第87条第1号に掲げる業務については当該業務を行う商品市場に相当する外国の市場の概要を、同条第2号に掲げる業務については当該業務に係る外国為替取引の仕組み、財産保全等の概要を記載すること。
2. 「2. (2)特定業務の収支の見込み」には、特定業務とその他の業務を経理上区分していない場合は、業務の割合等を勘案した数値を記載し、「算出根拠」欄には、その旨の説明を簡潔に記載すること。
3. 「2. (2)特定業務の収支の見込み」の「役員報酬」欄には役員数及び1人当り平均報酬額を、「歩合契約による外務員を除く職員の給料手当」欄には職員数及び1人当り平均給料額を、「歩合契約による外務員の給料手当」欄には歩合契約による外務員の数及び1人当り平均報酬額を記載すること。
4. 「特定業務収支率」は、特定業務に係る受取委託手数料／営業費用×100で算出すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第九号

(第80条第1項第19号 第118条第2項第22号 第119条第2項第18号 第120条第2項第22号 第121条第2項第22号関係)

1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要

--

2. 法令を遵守するための管理の体制

(1) 受託に係る適合性の審査体制

--

(2) 顧客の管理体制

--

(3) 登録外務員への指導の方法

--

(4) 商品市場における取引につき不相当と認められる勧誘があった場合の措置

--

(5) 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法

(残高照合通知書に対する顧客からの回答があった場合を含む)

--

(6) 内部監査及び内部検査の体制

(記載上の注意)

1. 「内部管理に関する業務」とは、法令遵守の管理（商品取引受託業務が法令又は協会の自主規制規則（協会の会員及びその役職員が行う受託業務等の適正化を図るために、理事会の決議を経て定める規則をいう。）、受託契約準則その他の規則（以下「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務並びに内部監査及び内部検査に関する業務をいう。
2. 「1. 内部管理に関する業務を行う組織の概要」には、全社における内部管理に関する業務に関わる課以上の組織又はそれに準ずる組織の名称、課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要並びに当該課以上の組織に所属する者の数を記載すること。なお、これらの記載は課以上の組織の名称、課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要並びに組織に所属する者の数を記した組織図等の添付に代えることができる。
3. 「2. (1) 受託に係る適合性の審査体制」には、商品取引未経験者、不適格者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、精神障害者、知的障害者及び痴呆の症状の認められる者等をいう。）及び十分な年収及び資産を有していない者等から委託の申出があった場合の受託の適否の審査基準及び、社内の審査手続きについて記載すること。なお、これらの記載は社内規程及び業務フロー図等の書面の添付に代えることができる。
4. 「2. (2) 顧客の管理体制」には、顧客カード等の管理方法について、並びに委託者の建玉数、投資可能資金額（顧客が、商品先物取引の担保として預託する法第217条第1項に規定する取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、商品先物取引を行ったことにより被る損失にかかわらず生活に支障のないものとして取引証拠金等として差入れ可能と判断した資金の総額をいう。）及び取引証拠金等の入出金の把握方法について、並びに過大な売買を行っている顧客、損失額の多い顧客、習熟期間（過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験がない者に対する勧誘に係る取引量を一定の取引量以下に制限する受託契約締結後の一定の期間をいう。）中の顧客及び公金取扱者（金融機関及び地方公共団体等において出納業務に携わる者をいう。）の取引状況等の把握方法及び管理方法等について、記載すること。なお、これらの記載は社内規程及び業務フロー図等の書面の添付に代えることができる。
5. 「2. (3) 登録外務員への指導の方法」には、登録外務員が法令等を遵守し適正に業務を営むための内部管理組織による指導の方法等について記載すること。
6. 「2. (4) 商品市場における取引につき不相当と認められる勧誘があった場合の措置」には、法令等に違反していることが判明した場合、顧客から苦情があった場合等における内部管理組織への報告、社内調査及び関係者の処罰等の措置について具体的な方法を記載すること。
7. 「2. (5) 顧客からの苦情及び相談に対する対応方法」には、顧客からの苦情及び相談があった場合の申出書面等の管理方法及び具体的な対応方法を記載すること。
8. 「2. (6) 内部監査及び内部検査の体制」には、監査規程等に基づく内部監査の実施体制及び実施状況（計画及び実績）について記載すること。
9. 各項目の記載に際し、担当部署及び関係部署並びに担当の内部管理に関する業務の責任者の役職名をそれぞれ明記すること。

様式第十号(第80条第2項第1号 第117条第1項第3号関係)

No. 事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書 (年 月分)

商 号
所 在 地
代表者の役職名・氏名

印

1. 事故等の発生状況及びその処理状況

番号	区分	申出先	申出の時期	申出人の氏名	居住地	営業所の名称	担当する外務員の氏名	申出の内容					処理の内容			備考	
								商品市場の名称	取引等の委託の期間	事由	申出金額	事故等対象売買損益額(うち手数料)	解決年月日	合意した金額	概要		
件											円	円	円	円	件	円	

(記載上の注意)

1. 「商品取引事故等(以下「事故等」という)の区分」欄には、次の①～③を参考に、「苦情」、「紛争」、「苦情→事故」、「紛争→事故」、「事故」のように記載すること。
 なお、事故等の区分については、以下のとおりとする。
 - ① 「苦情」とは、委託者等(委託者の親族及び委託者の代理人を含む。)から商品取引員に対して異議、不平、不満等が表明され、又は協会等にその解決の申出があったことをいう(ただし、商品取引事故に該当するものを除く。)
 - ② 「紛争」とは、委託者等の異議、不平、不満等に起因する商品取引員と顧客との間の主張の相違や対立が具体化し、委託者等から商品取引所に紛争仲介の申出があり、協会にあっせん若しくは調停の申出があり、又は裁判所に委託者等又は商品取引員から提訴があったものをいう(ただし、商品取引事故に該当するものを除く。)
 - ③ 「商品取引事故」とは、第112条に規定するものをいう。
2. 「事由」欄には、無断売買、仕切拒否等の内容を簡潔かつ具体的に記載すること。
3. 「処理の内容」欄中の「概要」欄には、以下の区分により内容をできるだけ具体的に記載すること。また、「解決年月日」欄及び「合意した金額」欄には、できるだけ詳細に記載すること。
 - ① 「値合金処理」とは、商品取引員の行う商品取引受託業務に関して、明確な事務上の誤りに起因して不都合が生じ、商品取引員がその誤りに伴う差金の委託者への支払い等によって問題の解決をすること。
 - ② 「損失補填」とは、商品市場における取引につき、商品取引員が顧客に対し、当該取引について生じた顧客の損失の全部又は一部を補填すること。
 - ③ 「利益提供」とは、商品市場における取引につき、商品取引員が顧客に対し、金銭等を提供すること。
 - ④ 「貸倒損失」とは、商品取引員が顧客について破産、行方不明等の事実が発生したため、商品市場における取引の委託に係る未収金の回収の見込みがなくなった場合において貸倒処理した
 - ⑤ 「仲介解決」とは、商品取引所の紛争処理規程に基づく仲介による解決。
 - ⑥ 「あっせん解決」とは、協会のあっせん・調停委員会によるあっせんによる解決。
 - ⑦ 「調停解決」とは、協会のあっせん・調停委員会による調停による解決。
 - ⑧ 「裁判解決」とは、裁判による事故等の解決。
 - ⑨ 「自主解決」とは、仲介解決及び裁判解決以外による商品取引員と委託者等との間での解決。(損失補填及び利益提供を除く。)
4. 対象期間は、前回許可(更新)日から今回許可申請日までとする。ただし、第117条第1項第3号の報告書の場合は、報告の対象となる月において継続中の事故等を記載すること。
5. 商品取引責任準備金を取り崩した場合は、その旨を「概要」欄に記載すること。
6. 委託者の申出順に記載し、各年度ごとにその年度の申出件数を記載すること。
7. 表中最下段の欄については、番号件数の総計、解決した件数の総計、申出金額、事故等対象売買損益額(うち手数料)及び合意した金額の各総計を記載すること。

2. 商品取引受託業務等に関して処分等を受けた職員

氏名	生年月日	住所	所属する 営業所の名称	所属する部署 及び役職名	外務員の登録 の有無	処分等を受けた 年月日	処分等の内容

(記載上の注意)

1. 「商品取引受託業務等に関して処分等を受けた職員」とは、商品取引受託業務及び第87条に規定する特定業務に関して禁固以上の刑若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令による罰金の刑に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのあるものをいう。
2. 「外務員の登録の有無」欄には、現在外務員である場合は、当該登録を受けた年月日を記載し、(現職)と記載すること。
また、過去に外務員の登録があった場合は、当該登録の期間及びその所属していた商品取引員名を記載すること。
3. 「処分等の内容」欄には、当該処分の根拠となった法令及び課された行政処分を記載すること。
4. 報告の対象となる者は、報告の対象となる月に1. の処分等を受けた者及び報告の対象となる月に新たに職員となった者のうち過去5年以内に1. の処分等を受けた者とする。

年 月 日

殿

届出者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名

㊞

兼業業務の概要に関する届出書

商品取引員として、兼業業務を下記のとおり営むこととしましたので、商品取引所法第196条第1項及び商品取引所法施行規則第83条第1項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 兼業業務の内容

(1) 兼業業務の内容

(2) 兼業業務に係る部署の組織、名称及び代表責任者名

殿

届 出 者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名

印

支配関係法人の概要に関する届出書

商品取引員として、他の法人に対する支配関係を下記のとおり持つに至りましたので、商品取引所法第196条第2項及び商品取引所法施行規則第85条第1項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 支配関係法人の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2. 支配関係法人の役員の名又は名称及び役職名

取締役、会計参与 又は監査役の別	役職名	常勤又は 非常勤の別	氏名又は 名称	就任年月日 (就任期間)	当社との関係	備 考
①役員現員	名	②当社関係者	名	③比 率		%

3. 支配関係法人の業務の概要

(1) 業務の概要

(2) 商品取引所の会員等である場合には、当該商品取引所の名称

4. 支配関係法人との関係

支配関係法人の総株主等の議決権の数のうち、商品取引員が保有する株式又は持分に係る議決権の数及び割合

議決権の数	保有する数	割合

5. 支配関係を持つに至った理由

6. 支配関係を持つに至った年月日

年 月 日

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「2. 支配関係法人の役員の名又は名称及び役職名」について、会計参与が法人の場合は、その法人の名称を氏名又は名称欄に記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

年 月 日

殿

届出者

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名

印

特定業務の概要に関する届出書

商品取引員として、特定業務を下記のとおり営むこととしましたので、商品取引所法第196条第3項及び商品取引所法施行規則第88条第1項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 特定業務を行う者の商号等

住 所	
商 号 等	
代 表 者 氏 名	

2. 特定業務の内容

(1) 特定業務の概要

(2) 特定業務の収支の見込み

区 分 科 目		当事業年度		翌事業年度	
		金 額	算出根拠	金 額	算出根拠
特定業務に係る受取手数料 (千円)					
営 業 費 用 科 目 別 内 訳	役員報酬 (千円)				
	歩合契約による外務員 を除く職員の給料手当 (千円)				
	歩合契約による外務員の 給料手当 (千円)				
	旅費交通費 (千円)				
	通信費 (千円)				
	自動車費 (千円)				
	地代家賃 (千円)				
	その他 (千円)				
計 (千円)					
特定業務収支率 (%)					

3. 顧客から注文を取り次ぐ相手先（複数ある場合はすべての者）の概要

4. 特定業務に関し委託者から預託を受けた金銭又は有価証券の管理の方法

5. 特定業務の開始（予定）年月日

年 月 日

（記載上の注意）

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「2. (1) 特定業務の概要」には、第87条第1号に掲げる業務については当該業務を行う商品市場に相当する外国の市場の概要を、同条第2号に掲げる業務については当該業務に係る外国為替取引の仕組み、財産保全等の概要を記載すること。
3. 「2. (2) 特定業務の収支の見込み」には、特定業務とその他の業務を経理上区分していない場合は、業務の割合等を勘案した数値を記載し、「算出根拠」欄には、その旨の説明を簡潔に記載すること。
4. 「2. (2) 特定業務の収支の見込み」の「役員報酬」欄には役員数及び1人当たり平均報酬額を、「歩合契約による外務員を除く職員の給料手当」欄には職員数及び1人当たり平均給料額を、「歩合契約による外務員の給料手当」欄には歩合契約による外務員の数及び1人当たり平均報酬額を記載すること。
5. 「特定業務収支率」は、特定業務に係る受取委託手数料／営業費用×100で算出すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第十四号（第91条関係）

（1）本店の標識

営業 標 識	商号
	本店の位置
	取引等の受託を行う商品市場
	取引等の受託に係る取引の別

（2）営業所の標識

営業 標 識	当該営業所の名称
	当該営業所の位置
	取引等の受託を行う商品市場
	取引等の受託に係る取引の別

（記載上の注意）

1. 「取引等の受託に係る取引の別」には、「〇〇取引所〇〇市場における取引の受託」又は「〇〇取引所〇〇市場における取引の取次ぎ」と記載すること。
2. 「当該営業所の名称」には、「〇〇株式会社〇〇支店、〇〇出張所」の例により記載すること。

様式第十五号（第100条第3項関係）

純資産額規制比率に関する届出書

年 月 日現在

商号
所在地
代表者の役職名
氏名

印
(単位：千円、%)

資産計(A)	
負債計(B)	
純資産額(C) = (A) - (B)	
市場リスク相当額(D)	
相殺によって、市場リスク相当額から減額したもの(E)	
取引先リスク相当額(F)	
リスク相当額(G) = (D) + (F)	
純資産額規制比率(H) = (C) / (G) × 100	
(負債の合計額から控除するものの内訳)	
長期劣後債務(I)	
短期劣後債務(J)	

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「負債計」欄には、商品取引責任準備金、長期劣後債務及び短期劣後債務を控除した額を記載すること。
3. 市場リスク相当額とは商品市場における自己の計算による取引であって決済を結了していないものについての価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額を、取引先リスク相当額とは商品市場における取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額をいう。
4. 純資産額規制比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
5. 月次の純資産額規制比率の算出に用いる純資産額は、様式第一号の純資産額に関する調書を作成する月にあっては様式第一号の純資産額に関する調書の純資産額（評価額（その2）に記載する額をいう。）を用い、様式第一号の純資産額に関する調書を作成しない月にあっては様式第十七号の月計残高試算表の純資産額（評価額に記載する額をいう。）を用いること。

長期劣後債務及び短期劣後債務の計算表

(単位：千円)

項 目	長期劣後債務(I)
長期借入金	
社債	
小計(i)	
累積的減価額(ii)	
差引(iii) = (i) - (ii)	
基本的項目の額 × 50% (iv)	
(iv) を超える額(v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した長期劣後債務(vi) = (iv) - (v)	

(単位：千円)

項 目	短期劣後債務(J)
短期借入金	
1年内返済長期借入金	
1年内償還社債	
長期借入金	
社債	
小計(vii)	
累積的減価額(ii)	
(iv) を超える額(v) = (iii) - (iv)	
負債の合計額から控除した短期劣後債務(viii) = (vii) + (ii) + (v)	

(記載上の注意)

1. 「累積的減価額」は、第38条第1項第20号の規定により累積的に減価した額をいう。
2. 「基本的項目の額」は、第38条第1項第19号の基本的項目の額をいう。
3. (iv) が (iii) を超える場合にあっては、(v) は零とする。

年 月 日

基準日： 年 月 日

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名

印

事 業 報 告 書

事業年度 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

1. 会社の概況

(1) 発行済株式総数及び店頭登録等の有無

--

(2) 主要株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	所有する議決権の議決権の総数に対する割合 (単位：%)	会社との関係
計 人			

(3) 役員 の 状 況

役職名 (取締役、会計参与 又は監査役の別)	常勤又は非常勤の別 (現職就任年月日)	氏名又は名称	兼職	所有する議決権の議決権の総 数に対する割合 (単位：%)

(4) 職員の状況

	総計	男女別		営業部門に属する職員	営業部門に属さない職員
		男	女		
職員数 (人)					
平均年齢 (歳)					
平均勤続年数 (年)					
登録外務員数 (人)					

(5) 外務員の登録状況

(単位：人)

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数

2. 営業の状況

(1) 営業方針及び対処すべき課題

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(2) 商品取引受託業務の収支状況

①委託者状況

(単位：人)

期首委託者数	新規委託者数	契約解除委託者数	期末委託者数

②受取手数料

(千円未満は四捨五入)

取引所	上場商品の種類	金額
		千円
		千円
	合計	千円

③売買損益

(千円未満は四捨五入)

取引所	上場商品の種類	金額
		千円
		千円
	合計	千円

④取引高

(単位：枚)

取引所	上場商品の種類	自己	委託	合計
	合計			

⑤営業所の状況

(千円未満は四捨五入)

本店、支店その他の営業所の名称	委託者数（うち建玉者数）（人）	手数料収入（千円）
合計		

(3) 兼業業務の収支状況の概要

兼業業務の名称	
兼業業務の収支状況の概要

(4) 訴訟に関する事項

提訴年月日	原告又は被告の別	事件名（事件番号）	判決日	損害賠償額（円）（相殺の割合）	概要

3. 経理の状況

(以下については、記載上の注意 12. に基づき、記載上の注意 13. の方法で作成すること。)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③附属明細書
- ④重要な会計方針
- ⑤注記事項
- ⑥監査報告書

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは代表者の署名

に代えることができる。

2. 「基準日」は、「事業年度（以下「期中」とする。）」の末日とする。事業報告書の内容は、この記載上の注意に特段の指示がない限り、基準日時点における状況を記載すること。「会社」とは、この事業報告書における商号の者とする。
3. 「1.（1）発行済株式総数及び店頭登録等の有無」について、発行済株式の総数、店頭登録及び上場有無について記載すること。
4. 「1.（2）主要株主の状況」について、主要株主（総株主の議決権（法第八十六条第一項に規定する議決権をいう。以下、この記載上の注意4.において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主）について記載する。ただし、当該主要株主が十人に満たない場合にあっては、所有する議決権の数の上位十名について記載すること。主要株主が会社の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合には、会社との関係欄にその旨を記載すること。
5. 「1.（3）役員の状況」について、会社、支配関係法人（法第九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至った他の法人をいう。）の役職員を兼職する場合には、兼職欄に記載すること。会計参与が法人である場合には、氏名又は名称欄に法人名を記載すること。
6. 「1.（4）職員の状況」について、役員を除く職員について記載する。営業部門に属する職員欄は、商品取引受託業務を行っている職員について記載すること。
7. 「1.（5）外務員の登録状況」について、期中における状況を記載すること。
8. 「2.（1）営業方針及び対処すべき課題」について、期中における兼業業務を含めた会社の営業方針、特色、会社が対処すべき今後の課題等について概括的に記載すること。特に、商品取引受託業務に係る営業方針については、対面営業、インターネット取引（電子情報処理組織を使用する方法によるもの）による営業、商品取引所・上場商品別、自己・委託別等において、どこに営業の重点をおいているかを踏まえ、記載すること。
9. 「2.（2）商品取引受託業務の収支状況」について、①～⑤は、期中における状況を記載すること。ただし⑤のうち、委託者数（うち建玉者数）欄については、基準日時点における状況を記載すること。
10. 「2.（3）兼業業務の収支状況の概要」について、期中に行った兼業業務の名称とその兼業業務の収支状況の概要を記載すること。兼業業務を複数行っている場合には、兼業業務の種類毎に記載すること。
11. 「2.（4）訴訟に関する事項」について、期中における会社全体（商品取引受託業務以外も含む）の訴訟案件（裁判判決、係争中の案件）を記載すること。判決を下された案件（控訴により係争中の案件を除く。）については、損害賠償額（和解金を含む。）、相殺の割合を損害賠償額欄に、判決概要（違法と認定された行為）を概要欄に記載する。係争中の案件については、係争概要を概要欄に簡潔に記載すること。
12. 「3. 経理の状況」について、期中における①～⑥について内容を記載すること（第百十六条第二項に基づき計算書類等及びその附属明細書を提出する場合を除く。）。外国証券業者に関する法律第三条の登録を受けた外国証券業者は、①～③については、外国証券業者に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十七号。以下、この記載上の注意12.において「外証府令」という。）第三十条第一項に規定される報告書に記載される内容を記載し、④及び⑤については、外証府令第三十条第二項に規定される添付書類に記載される内容を記載すること。⑥については、公認会計士又は監査法人の監査の有無を注記し、監査を受けている場合には、監査報告書の写しを添付するものとする。
13. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

分離保管等に関する調書

商号
所在地
代表者の役職名
氏名

印

1 委託者資産保全措置の状況

（単位：円）

項 目	帳簿価額	時 価
1. 委託者に係る負債 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)		
(1) 預り証拠金(取引証拠金)		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(2) 預り証拠金(委託証拠金)		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(3) 預り証拠金(取次証拠金)		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(4) 預り証拠金(清算取次証拠金)		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(5) オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(6) 委託者先物取引差金(益)		
(7) 受渡しに係る負債		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(8) 商品取引所又は商品取引清算機関への未払委託者先物取引差金		
(9) 受渡しに係る委託者未払金		
2. 委託者に係る資産(4.の証拠金の額を除く。)(10)-(11)+(12)-(13)+(14)+(15)+(16)		
(10) 委託者先物取引差金(損)		
(11) うち無担保()		
(12) 委託者未収金		
(13) うち無担保()		
(14) 委託者仮払金		
(15) 商品取引所又は商品取引清算機関からの未収委託者先物取引差金		
(16) 受渡しに係る委託者未収金		
3. 委託者に係る負債(1.)から委託者に係る資産(2.)を控除した額		
4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額 (A)+(B)+(C)		
(A) 取引証拠金(直接預託) + - -		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
委託者先物取引差金(損)充当控除額()		
委託者未収金充当控除額()		
(B) 取引証拠金(差換預託) + + - -		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
預託猶予額		
委託者先物取引差金(損)充当控除額()		
委託者未収金充当控除額()		
(C) 委託証拠金 + - -		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
委託者先物取引差金(損)充当控除額()		
委託者未収金充当控除額()		
5. 保全対象財産 (3.-4.)		
6. 委託者資産保全措置額 (17)+(18)+(19)+(20)		
(17) 信託契約額		
(18) 委託者保護基金への預託額		
現金		
有価証券(倉荷証券を含む。)		
(19) 保証委託契約額		
(20) 代位弁済委託契約額		
7. 委託者資産保全措置率 (6./5.)		
8. 委託者資産保全措置過不足()額 (6.-5.)		

様式第十七号（第117条第1項第4号関係）

月 計 残 高 試 算 表

商 号
所在地
代表者の役職名
氏名

年 月 日現在

印
(単位：円)

科 目	帳簿価額	評価額	評価差額
1. 流動資産			
(1) 現金			
(2) 預金			
商品取引責任準備金に係る預金	()	()	()
その他の預金	()	()	()
(3) 金銭の信託（委託者資産保全措置）			
(4) 預託金			
商品取引責任準備預託金	()	()	()
委託者保護基金への預託・分離預託	()	()	()
委託者保護基金への預託・担保	()	()	()
その他の預託金	()	()	()
(5) 受取手形			
(6) 委託者未取金			
(7) 売掛金			
(8) 有価証券			
有価証券（手許）			
〃（信託金）	()	()	()
〃（清算預託金）	()	()	()
〃（取引証拠金・自己）	()	()	()
〃（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
〃（委託証拠金）	()	()	()
〃（委託者保護基金への預託・分離預託）	()	()	()
〃（委託者保護基金への預託・担保）	()	()	()
〃（貸付有価証券）	()	()	()
〃（その他の差入れ）	()	()	()
(9) 商品			
商品（手許）	()	()	()
〃（取引証拠金・自己）	()	()	()
〃（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
〃（委託証拠金）	()	()	()
〃（委託者保護基金への預託・分離預託）	()	()	()
〃（その他の差入れ）	()	()	()
(10) 前渡金			
(11) 前払費用			
前払年金費用	()	()	()
その他の前払費用	()	()	()
(12) 保管有価証券			
保管有価証券（手許）			
〃（取引証拠金・自己）	()	()	()
〃（取引証拠金・直接預託）	()	()	()
〃（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
〃（取引証拠金・商品清算取引）	()	()	()
〃（委託証拠金）	()	()	()
〃（受渡しに係る差入れ）	()	()	()
〃（委託者保護基金への預託・分離預託）	()	()	()
〃（委託者保護基金への預託・担保）	()	()	()
〃（その他の差入れ）	()	()	()
(13) 金銭の信託（委託者資産保全措置以外のもの）			
(14) 差入保証金			
差入保証金（取引証拠金・自己）	()	()	()
〃（取引証拠金・直接預託）	()	()	()
〃（取引証拠金・差換預託）	()	()	()
〃（取引証拠金・商品清算取引）	()	()	()
〃（委託証拠金）	()	()	()
〃（受渡しに係る差入れ）	()	()	()
〃（その他の差入れ）	()	()	()
(15) 自己先物取引差金			
(16) 委託者先物取引差金			
(17) 繰延税金資産			
(18) 短期貸付金			
(19) 未収入金			
未取先物取引差金（自己）	()	()	()
〃（受託）	()	()	()
受渡しに係る委託者未取金	()	()	()
未取消費税等	()	()	()
その他の未収入金	()	()	()
(20) 立替金			
(21) 仮払金			
委託者仮払金	()	()	()
その他の仮払金	()	()	()
(22) 未取収益			
(23) 商品先物オプション資産			
(24) その他の流動資産			
(25) 貸倒引当金（△）	△	△	△
(26) 仮払消費税等			

2. 固定資産			
i 有形固定資産			
(27) 建物			
(28) 構築物			
(29) 車両			
(30) 器具及び備品			
(31) 土地			
(32) 建設仮勘定			
(33) その他の有形固定資産			
ii 無形固定資産			
(34) のれん			
(35) 借地権			
(36) ソフトウェア			
ソフトウェア(自社開発)	()	()	()
" (外部購入)	()	()	()
" (仮払金)	()	()	()
(37) その他の無形固定資産			
iii 投資その他の資産			
(38) 投資有価証券			
投資有価証券(手許)	()	()	()
" (信託金)	()	()	()
" (清算預託金)	()	()	()
" (取引証拠金・自己)	()	()	()
" (取引証拠金・差換預託)	()	()	()
" (委託証拠金)	()	()	()
" (委託者保護基金への預託・分離預託)	()	()	()
" (委託者保護基金への預託・担保)	()	()	()
" (貸付有価証券)	()	()	()
" (その他の差入れ)	()	()	()
(39) 子会社株式			
(40) 関連会社株式			
(41) 長期保管有価証券			
長期保管有価証券(手許)	()	()	()
" (信託金)	()	()	()
" (清算預託金)	()	()	()
" (取引証拠金・自己)	()	()	()
" (取引証拠金・差換預託)	()	()	()
" (委託証拠金)	()	()	()
" (委託者保護基金への預託・分離預託)	()	()	()
" (委託者保護基金への預託・担保)	()	()	()
" (貸付有価証券)	()	()	()
" (その他の差入れ)	()	()	()
(42) 出資金			
取引所出資金	()	()	()
取引所加入金	()	()	()
その他の出資金及び加入金	()	()	()
商品ファンド	()	()	()
(43) 金銭の信託(委託者資産保全措置以外のもの)			
(44) 長期未収債権			
受取手形	()	()	()
委託者未収金	()	()	()
売掛金	()	()	()
長期貸付金	()	()	()
その他()	()	()	()
(45) 長期差入保証金			
長期差入保証金(信託金)	()	()	()
" (清算預託金)	()	()	()
" (その他の差入れ)	()	()	()
(46) 長期貸付金			
(47) 長期前払費用			
(48) 繰延税金資産			
(49) その他			
保険積立金	()	()	()
ゴルフ会員権	()	()	()
その他()	()	()	()
(50) 貸倒引当金(△)	△	△	△
3. 繰延資産			
(51) 繰延資産			
(A) 資産計			

4. 流動負債			
(1) 支払手形			
(2) 買掛金			
(3) 短期借入金			
(4) 1年内返済長期借入金			
(5) 1年内償還社債			
(6) 短期借入有価証券			
(7) 未払法人税等			
(8) 繰延税金負債			
(9) 預り証拠金 (現金)			
預り証拠金 (現金) (取引証拠金)	()	()	()
〃 (委託証拠金)	()	()	()
〃 (取引証拠金・商品清算取引)	()	()	()
〃 (取次証拠金)	()	()	()
〃 (清算取次証拠金)	()	()	()
(10) 預り証拠金 (有価証券)			
預り証拠金 (有価証券) (取引証拠金)	()	()	()
〃 (委託証拠金)	()	()	()
〃 (取引証拠金・商品清算取引)	()	()	()
〃 (取次証拠金)	()	()	()
〃 (清算取次証拠金)	()	()	()
(11) 商品取引受託業務に係る預り金 (現金)			
オプション料預り金	()	()	()
商品取引受託業務に係る預り金 (現金)	()	()	()
(12) 商品取引受託業務に係る預り金 (有価証券)			
(13) 自己先物取引差金			
(14) 委託者先物取引差金			
(15) 商品先物オプション負債			
(16) 未払金			
未払先物取引差金 (自己)	()	()	()
〃 (受託)	()	()	()
受渡しに係る委託者未払金	()	()	()
未払消費税等	()	()	()
未払事業所税	()	()	()
その他の未払金	()	()	()
(17) 未払費用			
(18) 前受金			
(19) 預り金			
(20) 前受収益			
(21) 受渡しに係る預り金			
(22) 受渡しに係る預り有価証券 (倉荷証券を含む)			
(23) 賞与引当金			
(24) 役員賞与引当金			
(25) その他の流動負債			
手形保証債務	()	()	()
その他の流動負債	()	()	()
(26) 仮受消費税等			
5. 固定負債			
(27) 社債			
(28) 長期借入金			
(29) 長期借入有価証券			
(30) 繰延税金負債			
(31) 退職給付引当金			
(32) 負ののれん			
(33) その他の固定負債			
6. 引当金			
(34) 商品取引責任準備金			
(35) 債務保証損失引当金			
(36) その他の引当金			
7. その他			
(37) 保証債務又は保証予約			
(B) 負債計			

8. 株主資本			
(1) 資本金			
(2) 新株式申込証拠金			
(3) 資本剰余金			
① 資本準備金	()	()	()
② その他資本剰余金	()	()	()
資本金又は資本準備減少差益	()	()	()
自己株式処分差益	()	()	()
その他資本剰余金	()	()	()
(4) 利益剰余金			
① 利益準備金	()	()	()
② その他利益剰余金	()	()	()
任意積立金等	()	()	()
繰越利益剰余金	()	()	()
(5) 自己株式			
(6) 自己株式申込証拠金			
9. 評価・換算差額等			
(1) その他有価証券評価差額金			
(2) 繰延ヘッジ損益			
(3) 土地再評価差額金			
10. 新株予約権			
(C) 純資産合計			

委託者未収金及び委託者先物取引差金の無担保部分についての注記	帳簿価額	評価額
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）		
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）		
無担保委託者先物取引差金（流動資産に属するもの）		
無担保委託者未収金（流動資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額		
無担保委託者未収金（固定資産に属するもの）に対する貸倒引当金設定額		

貸倒引当金に関する注記	貸倒引当総額	うち一般貸倒引当金	うち個別引当金
流動資産に属する貸倒引当金			

劣後債権に関する注記	帳簿価格	他の会社又は第三者が発行したもの	短期劣後債権	長期劣後債権
有価証券				
投資有価証券				
短期貸付金				
長期貸付金				

担保に供された資産	自己の債務の担保	第三者に供された担保	第三者の被担保債務
① 預金			
② 有価証券・投資有価証券			
③ 商品			
④ 有形固定資産			
⑤ その他 ()			

保証債務等	契約金額	契約金額×25%
保証債務又は保証予約		

年 月 日現在

科 目	当月発生額	累計発生額	修正後累計発生額	修正金額
11. 売上高				
(1) 受取手数料				
商品先物取引に係る受取委託手数料	()	()	()	()
商品ファンド販売手数料	()	()	()	()
その他の受取手数料	()	()	()	()
(2) 売買損益				
商品先物決済損益	()	()	()	()
商品先物評価損益	()	()	()	()
商品売買損益	()	()	()	()
その他の売買損益	()	()	()	()
(3) その他の売上高				
12. 売上原価				
(D) 売上総利益金額又は売上総損失金額 (11. -12.)				
13. 販売費及び一般管理費				
(1) 取引所等関係費				
取引所会費	()	()	()	()
清算手数料	()	()	()	()
その他の取引所等関係費	()	()	()	()
(2) 役員報酬				
(3) 従業員給料				
内勤社員給料	()	()	()	()
営業社員給料	()	()	()	()
(4) 外務員報酬				
(5) その他の報酬給料				
(6) 退職金				
(7) 退職給付費用				
(8) 福利厚生費				
(9) 調査費				
(10) 研究開発費				
(11) 事務用品費				
(12) 旅費交通費				
(13) 通信費				
(14) 交際費				
(15) 会議費				
(16) 広告宣伝費				
(17) 車両費				
(18) 器具備品費				
(19) 水道光熱費				
(20) 地代家賃				
(21) 修繕費				
(22) 保険料				
(23) 教育費				
(24) 電算機費				
(25) 租税公課				
(26) 減価償却費				
有形固定資産減価償却費	()	()	()	()
無形固定資産減価償却費	()	()	()	()
(27) 貸倒損失				
(28) 賞与引当金繰入				
(29) 役員賞与引当金繰入				
(30) 貸倒引当金繰入				
(31) その他				
(E) 営業利益金額又は営業損失金額 ((D) -13.)				

14. 営業外収益				
(1) 受取利息及び割引料				
(2) その他				
受取配当金	()	()	()	()
地代家賃	()	()	()	()
有価証券売却益	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
15. 営業外費用				
(1) 支払利息及び割引料				
(2) 社債利息				
(3) その他				
有価証券売却損	()	()	()	()
貸倒引当金繰入	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
(F) 経常利益金額又は経常損失金額 (E)+14. -15.)				
16. 特別利益				
(1) 貸倒引当金戻入益				
(2) 商品取引責任準備金戻入				
(3) その他				
固定資産売却益	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
17. 特別損失				
(1) 商品取引責任準備金繰入				
(2) その他				
固定資産売却損	()	()	()	()
減損損失	()	()	()	()
その他	()	()	()	()
(G) 税引前当期純利益金額又は 税引前当期純損失金額 ((F)+16. -17.)				
法人税、住民税及び事業税 (法人税等)				
法人税等の更正・決定等による納付税額又は還付税額				
法人税等調整額				
(H) 当期純利益金額又は当期純損失金額				

<内訳>

科 目	内訳科目	当月発生額	累計発生額
13. 販売及び一般管理費 (31) 「その他」の内訳	商品取引事故損失		
	値合金		
	その他		
	合計		

(記載上の注意)

1. 印影は、印鑑の証明書の交付を受けたものによる押印に限る。ただし、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。
2. 「帳簿価額」欄には、月計残高試算表の作成日現在の会計帳簿の数値を記載すること。
3. 「評価額」欄には、第38条第1項（法第99条第7項（法第211条第4項において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載すること。
4. 「当月発生額」欄には、各科目の当月単月の発生残高を記載すること。
5. 「累計発生額」欄には、当期首から調書の作成日までのそれぞれの月の発生額の累計を記載すること。
6. 「修正後累計発生額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行った後の数値を記載すること。
7. 「修正金額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行うための数値を記載すること。

定期業務報告書

(年 月)

商 号

所 在 地

代表者の役職名・氏名

印

1. 総括

(1) 役職員

区分	総数	常勤役員	営業部門に属さない職員	営業部門に属さない職員のうち内部管理に関する業務を行う組織に所属する者	営業部門に属する職員 (含む外務員の要員)	非常勤役員
役職員数						
うち登録外務員数						

(2) 登録外務員及び委託者の状況

登録外務員の数				委託者の数 <月末現在>	報告の対象となる月に新たに委託者となった者の数	報告の対象となる月に委託等の契約を解除した者の数	従たる営業所数
前月末	新規	取消	当月末				

(3) 取引証拠金等預り残高状況

現金	有価証券	計

(記載上の注意)

「(2)登録外務員及び委託者の状況」の「委託者の数<月末現在>」欄には、別に()として建玉が行われている委託者の数も記載すること。

表

12センチメートル

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">商品取引所法第231条第4項の規定による身分証明書</p> </div> <p style="margin-bottom: 10px;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="margin: 0;">押出 スタンプ</p> </div> </div> </div>
---	--

8センチメートル

裏

<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。</p> <p>2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品取引員が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品取引員をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商</p>	<p>品取引員を立ち合わせて当該上場商品を検査することができる。</p> <p>4 第一百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第一百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
--	---

様式第二十号（第132条関係）

表	
12センチメートル	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>商品取引所法第263条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; border-radius: 50%; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> <p style="margin: 0;">押出 スタンプ</p> </div> </div> </div> </div>
8センチメートル	

裏	
<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第二百六十三条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>	<p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>

表

12センチメートル

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>商品取引所法第321条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">押出 スタンプ</p> </div> </div> </div> </div>
---	---

8センチメートル

裏

<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第三百二十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その委託者保護業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。</p> <p>2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>	<p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
---	--

表	
12センチメートル	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>商品取引所法第338条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 0 auto; padding: 10px; text-align: center;"> <p>押出 スタンプ</p> </div> </div> </div> </div>
8センチメートル	

裏	
<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係りのある物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>	<p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>

表

12センチメートル

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>商品取引所法第345条において準用する同法第338条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真</p> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>押出 スタンプ</p> </div> </div> </div>
---	--

8センチメートル

裏

<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係りのある物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十条及び第三百四十一条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。（略）</p>	<p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第二百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三百二十一条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第十項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
--	--

表	
12センチメートル	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">商品取引所法第349条第11項の 規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">農林水産大臣又は 経済産業大臣 印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">写 真</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">押出 スタンプ</p> </div> </div> </div> </div> </div>
ノートチメートル 8センチメートル	

裏	
<p>商品取引所法（抄）</p> <p>第三百四十九条</p> <p>10 主務大臣は、この法律の施行のため必要 があると認めるときは、店頭商品先物取引業 者に対し、その店頭商品先物取引等業務（第 六項に規定する店頭商品先物取引等に関す る業務をいう。以下この条において同じ。） に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は その職員に、店頭商品先物取引業者の営業所 に立ち入り、店頭商品先物取引等業務の状況 若しくは店頭商品先物取引等業務に関する 帳簿、書類その他の物件を検査させることが できる。</p> <p>11 第百五十七条第三項及び第四項の規定 は、前項の規定による立入検査について</p>	<p>準用する。</p> <p>第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当 する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>三 第百五十七条第一項若しくは第二項、第 百八十四条第一項、第二百三十一条第一項若 しくは第三項、第二百六十三条第一項、第三 百二十一条第一項、第三百三十八条第一項 （第三百四十五条において準用する場合を 含む。）又は第三百四十九条第十項の規定に よる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>